

平成27年度 第5回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成27年10月23日（金）13時00分～16時10分

2 場 所 JA三重ビル本館5階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

安食和宏委員長、酒井俊典副委員長、木下誠一委員、松尾奈緒子委員、三島直生委員、森下光子委員

(2) 三重県

(農林水産部) 農業基盤整備課長 ほか

(農林水産部) 水産基盤整備課長 ほか

(県土整備部) 港湾・海岸課 課長 ほか

(県土整備部) 都市政策課 街路・公園班 班長 ほか

(津建設事務所) 事業推進室長 ほか

(熊野建設事務所) 事業推進室長 ほか

(事務局) 県土整備部副部長（公共事業総合政策担当）、
公共事業運営課 課長補佐 ほか

4 議事内容

(1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(司会)

それでは本委員会につきましては、原則、公開で運営する事となっております。安食委員長、本日の委員会は、傍聴を許可する事、としてよろしいでしょうか？

(委員長)

委員の皆さんいかがでしょうか、本日の審議は、公開で行うということで傍聴を許可してもよろしいでしょうか。はい。頷いた方が多いですので、それでは、傍聴を許可致します。

(司会)

それでは傍聴の方みえたら、入室お願いします。それでは本日の委員会につきまして委員10名のうち6名の委員にご出席をいただいております。三重県公共事業 評価審査委員会条例 第六条第2項の規定に基づき、本委員会が成立をしている事をご報告申し上げます。それでは、議事次第2項2番目以降につきまして、安食委員長の本進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

(委員長)

はい、それでは、ただ今から議事次第の2、評価対象事業の審査を行います。なお、本日の委員会の終了時刻はおおむね16時30分を予定しています。説明につきましては、簡潔明瞭に行い円滑な議事進行にご協力をよろしくお願い致します。ではまず、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、本日ご審査をお願い致します事業と致しましては、まず赤いインデックスの資料 4、審査対象事業一覧表の審査欄のところで丸印が付してあります、501 番から 504 番の事後評価 4 件について、説明いたします。続きまして、赤いインデックスの資料 5 再評価箇所一覧表をご覧ください。こちらには本日審議を行います 4 件の概要を記載しております。続きまして事業の説明につきましては、お手元の資料 6 のうち、個別に青いインデックスが付いた資料を用いて行います。これから事業主体が事業概要と評価内容を説明致します。専門用語などできるだけわかりやすく説明致しますが、ご不明な用語などがございましたら、説明中でも適宜ご質問頂きたいと思っております。説明時間は、1 箇所 15 分以内と致します。箇所ごとの説明が終わりましたら質疑を行いたいと思っております。なお、時間管理の観点からベルを用います。13 分経過で最初のベルを 1 回、15 分経過で 2 回目のベルを鳴らさせていただきます。はじめに 501 番のかんがい排水事業鈴鹿川沿岸地区、2 番目に 502 番の湛水防除事業西黒部地区、3 番目に 503 番の水産供給基盤整備事業舟越、4 番目に 504 番の水産物供給基盤整備事業神島をご説明させていただきます。本日審査をお願い致します事業についての説明は以上でございます。

(委員長)

はい今、説明いただきましたが委員の皆さんいかがでしょうか。ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問など特にごございませんか。はい、よろしいですね。それでは、ただ今から評価対象事業の審査を行います。先程、事務局から説明がありましたとおり、まず 501 番のかんがい排水事業鈴鹿川沿岸地区の説明を受けることとします。それでは、事業課の方は、事業の説明をお願いします。

(2) 事後評価対象事業の審査

501 番 かんがい排水事業 鈴鹿川沿岸地区

(農業基盤整備課)

ただ今からご審議頂きますのは、県営かんがい排水事業鈴鹿川沿岸地区でございます。

まず最初に、前回 9 月 29 日の事前概要説明の時に、委員の皆様からご頂戴した意見につきまして確認させていただきます。

一つ目といたしまして「費用対効果が再評価時からあがった理由」について、

二つ目は、「事業が農業の生産や経営にどのように関わっているのか」

三つ目は、「アンケート結果の説明」

四つ目は、「事業が長期化したことによる問題点はなかったか」の以上 4 点だったと思います。これらを中心に説明させていただきます。

それでは、審査の対象となります鈴鹿川沿岸地区の位置と、整備状況についてご説明させていただきます。当地域は、鈴鹿市の北東部に位置しており、一級河川である鈴鹿川右岸の下流域に広がる水田地帯でございます。用水源は、鈴鹿川に築造された第 1 および第 2 頭首工で、そこから当該施設を通じて、各農地へ配水致しております。工期は、平成 4 年度から平成 20 年度でございました。対象になります地区は、赤色で着色された農地 2049ha になります。関係市町は、鈴鹿市と四日市市(旧楠町)であります。関係農家戸数は 2838 戸となっております。本事業では、用水路のパイプライン化を延長 23km 実施しており、水管理の省力化及び維持管理費の節減を図りました。

昨年度、事後評価でお世話になりました「鈴鹿川沿岸 2 期地区」がこの黄色です。この「鈴鹿川沿岸 2 期地区」は、当事業の末端整備になり、今回は、その上流側の幹線水路整備が対象となっております。評価につきましても、基本的には、昨年度と同様の内容となっております。こちらは、経営体育成基盤整備事業鈴鹿川沿岸 3 期地区でございます。来年の評価対象となっておりますが、費用対効果、アンケートの依頼範囲共に今回の地区と重なっており、今回と同様の結果になると考えますので、来年は、事業評価はさせて頂かない方向で考えております。

この図は、かんがい排水事業のイメージを図化したものです。鈴鹿川で取水した用水を、ポンプで加圧し、パイプラインにより末端のほ場へ給水します。当事業は、ポンプ施設と幹線の管路が対象となっております。次に、実際にどんな工事が行われたかをご説明します。この写真は、強化プラスチック複合管 FRPM 管と言います。写真は管径 ϕ 1200mm の管の施工状況でございます。敷設場所は、基本的には、農道の下に敷設させて頂いております。写真上の P は、鈴鹿川第 2 揚水機場のポンプのことでございます。当事業で施工した路線が青色の線となっております。

次に、費用対効果の分析結果についてご説明させて頂きます。費用対効果については、H14 年の再評価時と算定マニュアルが変わっております。現行のマニュアルである「新たな土地改良の効果算定マニュアル」により総費用総便益比 (B/C) を策定しております。そうしますと、総費用総便益費 (B/C) は 1.23 となっております。

次に、前回の概要説明でご質問のありました一つ目の「再評価時から費用対効果が増えた理由」について説明させて頂きます。これについては、国の方から通達があり、平成 27 年度からは、今までは定性的な効果の一つであった「国産農産物安定供給効果」という効果を、定量的に評価する新たな手法として追加されたとの連絡がありましたので、事務局と相談させて頂きましてこの効果を計上しています。それによって効果が上がったものです。

この、国産農産物安定供給効果について、もう少し詳しくご説明させて頂きます。食料の多くを輸入に依存している我が国にとって、国産農産物の安定供給は、重要な政策課題となっております。その供給をする上で、土地改良事業は、生産基盤の整備を通じて、生産性の向上等により国産農産物の安定供給に大きく寄与していることから、「国産農産物の安定供給が維持されること」に対して、広く国民が感じている「安心感」を CVM という手法で一般消費者を対象としたアンケートにより、示された支払意志額を求めたものがございます。この効果が追加されたことで、効果があがっております。

次に、二つ目のご質問の「事業が農業の生産や経営にどのように関わっているか」について、ご説明させて頂きます。具体的な内容についてご説明しますと、認定農業者の推移についてですが、平成 14 年度の再評価時に答申を頂いております。その再評価時における鈴鹿市の認定農業者数は 207 人でしたが、平成 27 年度は 228 人で 8.2% 増加しております。鈴鹿川沿岸地区については、認定農業者は 22 名のところ、現在は 29 名ですので 31.8% 増えております。事業を実施した地区と、実施していない地区を比較すると、約 4 倍増加しております。次は、農地集積についてですが、平成 18 年度で約 62ha であったものが、昨年 26 年度時点では、約 605ha と約 10 倍になっております。用水路のパイプライン化や農道の拡幅を行うことで、水管理労力の軽減が図られたことに伴い、乾田化したほ場での大型機械の導入が進み、営農労力の削減が図られたことで、地域の担い手農家への農地集積が進んだと考えております。このようなことから、事業により、持続的な地域農業の発展に貢献できていると考えさせて頂いております。

次に、三つ目のご質問にありました「アンケート結果の説明」ということで、費用対効果には算定

されない、定性的効果について、アンケートを実施して整理致しました。アンケート方法は、鈴鹿川沿岸土地改良区の役員を通じて無作為に 800 部を配布し、559 部の回答を頂きました。回答率は、約 70%でございます。次にアンケート調査の結果について、ご説明させていただきます。

問 1 で居住地域を聞いております。事業地域内の約 23 集落 559 名の方から、回答頂きました。円グラフで見て頂くとおり、地域に偏りなく事業区域全体から回答を頂いております。次に、当該事業の認知度をお聞きしましたところ、事業の認知度は 78%でございました。

次に、農家か非農家かをお聞きしております。394 戸、約 70%の方が「専業農家」または、「兼業農家」との回答を得ております。

次に、農作業の委託状況についてお聞きしました。何らかの農作業を委託している方は 31.7%、自作されている方は 67.5%でございました。

次に、「事業の実施により農業面でどのような効果があったか」をお聞きしています。対象は、農業者 394 人です。回答された方の 74.6%の方から「効果があった」との回答を頂いております。効果があった理由と致しまして、一番多かったのが、用水の維持管理が楽になった 222 人、以下、水田がよく乾くようになった 69 人、農作業が委託しやすくなった 49 人等の回答がありました。

続きまして、事業の前後で、用水量がどうなったかについてお聞きしております。約 60%の方が、用水不足が解消された・用水量が増えた、と回答して頂いております。

次に、「事業完了後の施設の管理状況」についてお聞きしています。約 51%の方が、管理されていると回答されております。次に、「10 年後の農業経営について」お聞きしております。今後は農作業を委託していく、営農規模を縮小していくと回答された方が 63.5%見えました。このような状況の中で優良農地を維持、保全していくためには、担い手への集積が急務ではないか、と考えております。

次に、「農業以外の面で影響があったか」についてお聞きしました。「良い影響があった」と「整備前と変わらない」を合わせると、農業効果以外の効果と致しましては、56%の人が効果があったと回答して頂いています。よい影響があったと回答した方の理由は、「集落周辺の生活道路が整備された事で通行が楽になった」、「集落の中を流れる環境用水(防火用水等)の水質改善された」、「水路がパイプライン化され開水路がなくなった事で安全面での効果がよくなった」が挙げられております。これらは、定性的な効果になります。

次に、「本事業を契機として始められた活動はありますか」との回答と致しまして、「農地・水環境向上対策の活動、(今は、多面的機能支払と申しますが、)が始まった」とか、「農業祭(コスモス・アジサイ祭り)、小中学生による田植え、稲刈り体験などのイベントが、各地域で開催されている」、「農産物の直売施設ができた」などの回答がありました。

問 9 の環境面の効果や、問 10 の地域活動については、費用対効果では算出できない定性的な効果と考えております。

次に、「今後、事業実施するに当たって配慮すべき点」という事で、今後の課題事項について自由記載で回答を頂きました。この中で一番多かった「農家負担を軽減して欲しい」という事ですが、やはり、農産物の価格が低迷し、農業経営が苦しくなっているという事だと思います。対応策としては、当時なかったメニューですが、「農地集積促進事業」というソフト事業が出来ており、一定率以上の農地集積をすると、事業費の農家負担分について、事業費補助とは別に、国からの補助が受けられるというものが出来ております。今後の末端整備については、これらの事業を絡めながら農家負担の軽減を図って行きたいと考えております。

最後に今後の課題を整理させて頂きました。委員様からご質問がありました、四つ目の、「事業が長期化したことによる問題点」に繋がる事ですが、アンケートから見えてきた課題と致しましては、問 8 で説明させて頂きましたように、「10 年後の将来については、6 割以上の農家が委託を考えている」というような状況です。事業によって農地の担い手への集積が進む結果となり、事業としての一定の効果はあったと考えます。しかし、それによって「土地持ち非農家」が増加することになった事から、例えば、農地の草刈りや排水路の泥上げ等もしない「農業離れ」が進行し、農地や農業用施設の維持管理を地域で行う事が難しくなってきました。アンケート結果から、今後、更に農地集積が進む事が予想される事から、優良農地を維持、保全していくためには、地域全体で農地や水路の保全管理をしていくような取り組みを進めていく必要があると考えております。例えば「日本型直接支払いの多面的機能支払制度」等を活用する事を、指導、支援して、地域全体での農業への取り組みを支援していく事が必要かと考えています。以上で、説明を終わらせて頂きます。審査のほど、よろしくお願い致します。

(委員長)

はい。ありがとうございました。ただ今 501 番の事業についてお聞きしましたが、委員の皆さんいかがでしょうか？この評価が妥当であるかどうか、その妥当性について、何かご質問はいかがでしょう？

(委員)

農家にとって大変有意義な結果だったと思うんですけども、先ほど一番最初に 28 年度の審査のところで別事業の部分が出て事でしたが、それは、費用対効果やアンケートが同じだという事で、次年度（28年度）は審査しないというところを、そのあたりについてもう少し説明いただければと思います。

(農業基盤整備課)

去年と今年で、鈴鹿川沿岸 2 期、鈴鹿川沿岸地区を審議して頂いて、採択の関係で事業は分かれています。内容は同じパイプライン化であること、去年と今年のアンケート結果も同様の結果になっていること、来年の評価でアンケートをお願いするエリアも同様の地域であることなどを考慮して、原課としては、28 年度にアンケートを行う予定だった鈴鹿川沿岸 3 期についてもある程度の評価ができた判断し、事務局と相談しまして、今回の評価に含ませていただくこととしたということです。

(委員長)

いいですか？

(委員)

はい。

(委員長)

その他いかがでしょうか？ご意見ご質問等お願いします。はいどうぞ。

(委員)

基本的な事を教えていただきたいのですが、今回の整備によって生産コストっていうか生産効率は、まあ上がった、ということなので生産量ですね。それっていうのは、年々どのようなかたちで増えているか、あるいはどのような変化しているのか、教えていただきたい。

(農業基盤整備課)

鈴鹿普及センターの資料では、米、麦ともに、若干ではありますが、右上がりとなっています。

(委員)

効果がある？

(農業基盤整備課)

パイプライン化することで漏水がなくなり、冷たい水が、ほ場に流入することがなくなったことで米の収量が増えたり、乾田化できるようになったことで麦の収量が増えたのではないかと考えています。

(委員)

わかりました。別の話ですけども、今回の事業は、パイプラインと揚水機場の建屋も一緒に事業化されてるわけですよね。今後なんですけど、揚水機場の建屋については、一般的なコンクリートの箱のような建物になっていますよね。やはりこういう田園地帯というか、自然景観が残った所ですので、そういう建屋についても景観的な配慮をすとか、今後の事業する時には、配慮していただけるというような広い意味での環境面の取り組みはどのように考えられていますか？

(農業基盤整備課)

土地改良事業につきましても平成 12 年から環境に配慮するという事が土地改良法に明記されました。そこで、今、委員が言って頂きました、景観につきましても景観条例等を、県土整備部で作って頂いていますので、守らなければならないと考えています。しかし、土地改良事業につきましては、ご存じのように地元の皆様の負担を頂いておりますので、地元の合意形成を図りながら今の委員からのご意見も参考にさせて頂いて進めて行きたいと考えております。

(委員長)

はい。というご意見もありましたが、他はいかがでしょうか？

(委員)

事業を進めてくる中で、最後の課題の中にもありますし、それからアンケート結果にもあるのですが、農家サイドだけで全ての地域をやっていくっていうのは、なかなかこれから先難しい状況になってきていて、今後、地域全体で農地を守っていく、日本農業を守っていくというのが、一つの方向性として出て来ているような気がするのですが、そのあたり、今回の事業はある程度地元に対しても

貢献出来ていると私は理解していますが、今後、事業をやっていく上で課題の方向性として、県としてどういうイメージがあるのか伺えますか。

(農業基盤整備課)

裏腹っていうんですかね、従来からやっていたのが、農地集積です。良い事なんですけど、農地集積する事によって、今まではみんなで行っていた作業を1人で行うこととなり、例えば、自分の庭を自分で手入れをしていたら愛着も湧くんですけど農作業から離れた方は、逆に愛着がなくなっていきます。それで済んでしまうんなら良いんですが、そうすると担い手の方が全て、例えば泥上げとか草刈などの膨大な作業を一人でしなければならなくなる。それを非農家の方や、土地を貸した方に「あなたも手伝ってくださいよ」というような事が、昔の価値観ならできたんですが、今は価値観も多様化してまして、なかなかできなくなって来てるっていうのが現実です。その辺をなんとかするためのきっかけづくりにならないかって言う様な事で、平成 27 年度から日本型直接支払制度、以前から行っている農地水環境保全対策というような活動がありまして、それは皆で農家の方も非農家の方も小学生の方も、いろんな方に集まって頂いて作業することで、例えば、農地に親しんでもらうためにコスモスを植えるとか、そういう環境的な事も行う中で地域の方が、地域に愛着を持ち、積極的に地域活動に加わっていただき、みんなで話し合いながら地域づくりを行っていけるような方向に県としては誘導していこうと考えています。今ではそのような多面的な活動を県内で 2 万 5 千 ha くらい行っています。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

はい。というご説明です。その他はよろしいでしょうか？

すみません。一つ質問ですが、これはかんがい排水の事業なんですけど、今回は水を引いて来る方の話が中心だったんですが、排水というのだから、水を出すというのものもあるわけですよね。排水というのは、どういう仕組みになっているのですか？

(農業基盤整備課)

一般的には、農業、土地改良は用水を、利用、活用して農作業を行くっていうような考え方なんですけど雨が降ったりすると余ったりするような水がありまして、この右側に海岸線があるんですけど、そこに、海からの浸水を防ぐ為に堤防をつくっています。どちらかというとその堤防なんかで、区切らせて頂きまして、太平洋からの水が来なくなるような対応をしていますけど、それが逆に堰となりまして、農地に水が溜まるような事がございます。そういう時につきましては、排水機と言いましてポンプアップするんですけども、ある一定の所に水を集めまして、河川に放流するというような事も今回の事業では行っていませんが、そのような、事業もございます。次の事業の西黒部地区がそれにあたりますので、そこで、詳しくご説明させて頂きます。

(委員長)

排水については、特別工事を行ったわけではない？という事ですか？

(農業基盤整備課)

この工事ではありません。

(委員長)

別の事業としては、やりましたか？

(農業基盤整備課)

そうです。別の事業です。今回は、かんがい重点を置いております。

(委員長)

同じ地域であっても、いくつもの事業が重なるというか、そういう事もあるわけですか？

(農業基盤整備課)

はい

(委員長)

そうですね。わかりました。もう1点、アンケートの最後に出てきましたけども、受益者負担つまり農家の負担が大きいから、農家負担を減らして欲しい、ということですが、これは土地の面積に応じていくらお金を払ってくださいという、そういう仕組みですか？

(農業基盤整備課)

これは国庫補助事業です。例えば今回の事業ですが、国が事業費の50%を持ちます。県が、残りの25%を持ちます。後の25%につきましては市と地元が持ってくださいという事です。その市が農業に対して理解のあるところであれば25%のうちすべて持ちましようとなりますが、それは市の政策の重要度によって決まっています。それで、例えば1億掛って、国が50、県が25、市町と地元で25、例えば市が10%持ったとしたら後の15%を地元、1億で言えば1,500万円地元で持ちます。そういう考えでございます。

(委員長)

はい。わかりました。そういう仕組みがあるという事です。

委員の皆さん、その他はよろしいでしょうか？その他特に無いようですので、501番につきましては、一先ずここまでとさせていただきます、次に移ります。次502番の説明を受けることとします。それでは説明の方、よろしくお願いいたします。

502番 湛水防除事業 西黒部地区

(農業基盤整備課)

ただ今から、ご審議頂きますのは、502番湛水防除事業小規模西黒部地区でございます。まず初めに、前回29日の事前概要説明の際に、委員の皆様から頂戴しましたご意見につきまして確認させて頂きます。

まず一つ目といたしまして、「事業が始まってからの土地利用に大きな変化はなかったか」、二つ目は「事業の効果はあったのか」以上の2点でございましたので、これらについてご説明させて頂きます。それでは、審査の対象となります西黒部地区の位置と、整備状況についてご説明致します。当地区は、松阪市の北東部に位置しており、東側に榊田川、と西側に金剛川（こんごう）があり、その間に広がる地域でございます。昔から低平地のために下流域では湛水被害が生じておりました。昭和44年～52年の湛水防除事業（高須地区）で高須排水機場を新設し、湛水被害の解消を図ってまいりました。しかし、近年の金剛川の本川支川における流域の開発及び都市化により流出量が増大することで河川水位が上昇し、流域下流に位置する本地域では排水障害が生じ湛水被害が生じておりました。このため、当事業はこの現状に鑑み、高須第2排水機場を設置することにより湛水被害を未然に防止し、地域の治水の安全確保と農業経営の安定に寄与することを目的と致しております。

概要説明の際に頂きました一つ目のご質問ですが、「事業が始まってからの土地利用の大きな変化はないか」と質問がございました。当地域ではこれまで、昭和63年～平成8年まで県営ほ場整備事業を致しておりました。平成5年～平成18年まで榊田地区が実施され、平成8年～平成24年まで榊田上地区が実施されております、この色分けによります。平成21年～平成30年までの予定で、県営経営体育成基盤整備事業で朝見上地区のほ場整備が実施されております。今後も朝見上2期地区が実施される事が予定されていることから、集落や、団地などもあります、優良な農地が広がっている地域で、大きな開発などが行われることに制限されております。

次に事業実施前、平成2年9月30日に撮影させて頂きました台風20号による湛水被害でございます。

次に、排水路上流から見た高須排水機場です。右側が今回建設した高須第2排水機場でございます。事業内容ですが、高須第2排水機場は、機場工、ポンプ2台、排水路を改修しました。写真は排水路上流側から撮ったものでございます。整備前後の状況について横断的にご説明いたしますと、降雨により上流の農地などから低い下流部に水がたまってきて、最下流の低湿地が湛水しますので、ポンプにて、伊勢湾に強制排水致します。しかし、近年の金剛川（こんごう）の本川支川における流域の開発及び都市化により、流出量が増大する事で河川水位が上昇し、流域下流に位置する本地域では排水障害が生じ、湛水被害が出ておりました。このため、本事業ではφ1,500mmのポンプを2台増設すると共に、2,908mの排水路を改修し農業被害の防止だけでなく、一般公共施設についても湛水による被害から守ります。右上が金剛川左岸から撮影した金剛川汐止樋門です。

奥に見える茶色の建物が高須排水機場です。左下の写真は下流側から撮ったものです。左奥に見えるのが高須第一樋門でございます。右奥の堤防の向こうに高須排水機場が見えております。事業の効果についてです。この表が費用対効果分析の総括表でございます。H14再評価して頂きましたが、その当時と現時点とを併記して頂いております。結論から申しますと、投資効率はH14再評価時が1.06に對しまして、平成27年に現在価値にしますと、1.03となっております。

表①は総事業費です。表②が予想被害額です。この被害額が事業の効果となります。総事業の内訳

ですが、実施した事業費を年度事業費毎に27年度時点の貨幣価値に換算させて頂いております。こちらは、予想被害額の算出をした表です。内訳ですが、当地区の排水施設が再整備されることにより、集水区域内の雨水を速やかに排水し、農作物等の湛・冠水被害が防止され、軽減されるのみならず、付随的に宅地、公共施設用地等の雨水を排水し、その被害が防止又は軽減される効果を算出させて頂いております。農業関係の被害と致しましては、農作物、農地、農業用施設です。他に非農業関係では、一般道路、住宅等を算定しております。

次に県民の皆様の意見と致して、調査しましたアンケートの結果をご紹介します。周辺の2地区467戸に配布し、278戸から回答がありました。回答率は先ほどより少し低くて59.5%でございました。

質問1は、居住地域をお尋ねしました。西黒部地区が63%、高須地区が37%でございます。

質問2は、事業の認知度をお尋ねしました。認知度は45%と半数以下の値となっております。これは、排水機場の受益地が排水機場から離れた集落まで広がっていることから、受益を受けている事が感じにくい事が認知度の低さに影響したものと想定しております。

質問3では、事業に関する施設の認知度をお尋ねしました。知らないと答えたの方が少し多くなっております。

質問4は、農業の経営規模をお尋ねした結果です。アンケートを行なった2地区を合わせますと、農家は23%、非農家は74%でございます。農家は、専業農家、兼業農家の合計で表しております。

質問5～8は質問4で専業農家、兼業農家を選んだ方だけにお尋ね致しております。農家に該当する方は、アンケート回答のあった278戸中65戸でございました。

質問5では、最近5年間の湛水被害をお尋ねしました。最近5年間の冠水被害、農作物等が水に浸かる被害についてお尋ねしました。冠水があったとお答え頂いた方が16戸です。

質問6では、質問5で冠水があったとお答え頂いた方に、被害状況をお尋ねしましたところ、6戸の方から作物に被害が遭ったとの回答を頂いております。

質問7では、農業用施設の被害を伺いましたが、被害があったと答えられた方はいませんでした。

質問8では、農業面での事業効果をお尋ねしました。全体の7割程度の方が良くなったと回答頂いております。

質問9からは引き続き全員を対象に、住居の被害を記述式にてお尋ねいたしました。質問9で住居の冠水被害があったと答えられた方はいませんでした。アンケートの結果からも分かりますが、地域に大きな被害は出ていないのではないかと考えています。

概要説明時の二つ目のご質問の「事業効果はあったか」についてですが、これらのアンケート結果等により事業の効果はあったと考えております。参考資料になりますが、2009年度～2014年度これ平成21年度から平成26年度の3日間総雨量の一覧表及びグラフでございます。平成26年の230mmが最大となっております。計画における基準雨量は384.1mmでございます。質問10では、農業以外の効果をお尋ねいたしました。「分からない」との解答が一番多いのですが、「排水が良くなった」、「安全・安心感が増した」、「道路の冠水が少なくなった」といった回答もございました。質問11では、自然、生活環境への影響を伺いました。「大半の人が分からない」、もしくは「影響が無い」と回答がありました。質問12では、その他ご意見を記述頂きました。「大雨の時は早めのポンプアップをお願いします。」「大雨洪水の時、ちゃんと稼動するようにメンテナンス等をお願い致したい。」「昨今の農地に及ぶ豪雨等による甚大なる被害は決して対岸の火災ではありません。」「公共事業の更なる拡大に期

待致します。」「特に意識していなく、現状が当たり前とっていた為、本件のありがたさが分からせて頂いた様に思われます。」というありがたいご意見もございました。次に、「この事業は今のところ台風時も冠水がなく安心していれる。」などの意見を頂いております。頂きました意見をまとめて表記致しました。「ポンプ能力が向上し、排水が良くなった。」「台風・大雨時でもポンプが稼動し、安全・安心感が増した。」「分かりやすい大きな変化は見られなかった。」「環境への大きな影響はない。」以上のようなご意見がございました。

次に今後の課題ですが、南海トラフ地震発生の可能性が高まっており、排水機場の耐震化が必要となっています。今後は耐震調査を行い、耐震性能を満たしていない排水機場について、耐震補強を順次行っていく必要があると考えております。その為、現在、三重県農業農村整備事業の長期計画というものを作らせて頂いて、選択と集中をしながら必要、また熟度の高い所から順次行って行きたいと考えております。以上で、湛水防除事業西黒部地区のご説明を終わらせて頂きます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。502番の事業につきまして、今ご説明を聞きました。委員の皆様、いかがでしょうか？その評価の妥当性についてご質問などお願いします。

(委員)

ご説明ありがとうございます。今回の事業のアンケートで認知度が低い理由に、受益者の範囲が広いという話がありましたけれども、今回の事業の場合、地元負担のその他の負担の中で、地元の方々の負担ってどういう配分というか、なってるんでしょうか？

(農業基盤整備課)

国 50 で、防災事業という事で他事業よりも多く、県が 35 出させてもらっております。残りの 15 につきましても、防災事業ということから、すべて市が出しておるように聞いております。

(委員)

はいわかりました。ありがとうございます。

(委員長)

その他は、ご意見ご質問いかがでしょうか？

(委員)

こうしていろいろな事業してもらおう事で、本当に農業が担い手も見つかり、大規模な集約営農とか出来て大変うれしく思います。その中で、こういう悪い影響がありましたか？というこの質問の 11 番なんですけど、良いのも勿論あるのですが、生活環境に影響があった、自然環境、動植物、水質、景観に影響があった。ほんとにここは、これごく少ない人数なんですけど、悪い影響がありましたか？という質問に対して、こういう回答が出ているというのは、どういいう悪い影響を感じておられる回答で、出されてるかわかりますでしょうか？

(農業基盤整備課)

今回のこの5名の方については、アンケートの中で詳細にいていただけていないので、今回のこの5名の方の事はわからないんですけども、例えば私達が現場に行き行って聞かせてもらったりすると、例えば農家の方は水路をコンクリートだけで作ったら草も生えてこないのが楽なんですけども、蛍のカワニナのいるような所をコンクリートの水路としてしまうと、環境的、動植物に悪い、というような事はございます。

(委員)

生活環境というのはどういう事でしょうね？自然環境とこの生活環境に影響があった、というのは、少しの意見でもこれを今度こういう意見があれば、こういう事を基に考えていただかないと。こういう思いの人がたくさん増えるようになると困りますので、本当にこの悪い理由は何だったのか、というのを追求してもらって、今後こういう事業をしていただく時に、それを基に改善していただけたらありがたいなと思います。

(農業基盤整備課)

ありがとうございます。次のアンケートの時には必ずそういう意見を汲み取れるようなアンケートとさせていただきます。ありがとうございます。

(委員長)

という意見も考慮していただくということで、その他はよろしいでしょうか？

あの、一点確認ですけど、アンケートで聞くのも勿論良いのですが、事実としてはっきりしてる事は、はっきりしてると思います。例えばスライドの19枚目で、これは特に雨が降った時の降水量ですが、この事業をやりましたのは、平成21年度までだったでしょうか？その後これだけ雨が降ったんだけど、事実関係としてつまり被害額はなかった。これだけ雨が降ったけど、被害はなかったという事ですか？

(農業基盤整備課)

基本的にそうでございます。事業が完了してから5年しか経ってないので、記録的な豪雨が降っていないというような事もあります。

(委員長)

現状では、大丈夫、防げていると。はい、わかりました。委員の皆さん、その他はいかがでしょうか？

(委員)

意見ですけども。その他の意見の中に「特に認識していなくて、当たり前とっていた」というご意見があるんですけど、多分、県民の皆さんほとんど当たり前の事だと思っているんですけど、そのあたりを公共事業全般含めて、県民の皆さんに知ってもらって、この安心安全な生活が守られてるのは、こういうのがあるんだっていうのを、是非ともアピールしていただきたいなと思います。

(農業基盤整備課)

ありがとうございます。私も津に住んでおりまして、大雨の時、ポンプが壊れて水が溢れた時、15年位前の時にあったんですけども、その時やっぱりこのポンプがあって良かったなと思った時があったので、県土整備部とも話しながら、公共事業するのは悪い事ではなく、皆の為になると、PRして行きたいと考えております。

(委員長)

はい。という事ですが、その他はよろしいでしょうか？その他、特に無いようですので、では502番につきましては、ここまでとさせていただきます。次に503番に移ります。503番の事業の説明をお願いします。

503番 県営地域水産物供給基盤整備事業 舟越地区

(水産基盤整備課)

資料番号503番、県営地域水産物供給基盤整備事業舟越地区、本地区は、公共事業評価実施要領3条に基づきまして事業費が10億円を超えまして、事業完了より5年を経過したことから今回審査して頂くものでございます。

概略説明時にはこの地区におきましては、アンケートで悪くなったと答える方が多かったので、その点を詳しく説明してください、というご指摘を頂いております。順次説明をさせていただきます。

はじめに位置でございますけど、伊勢湾口にあります答志島の北側でございます。この赤く色塗りした部分でございます。答志島には舟越漁港以外にも右から答志漁港、下の方に和具(答志)漁港、左の方に桃取漁港というかたちで3つの漁港がございます。三重県有人離島で最も人口が多く、約2千4百人の方が住んでみえる島でございます。

次に事業の目的および内容でございますが、舟越地区の役割といたしましては赤く書いてある部分でございますが、答志島内の漁船の避難港がまず一つでございます。それから、島の中で生産する海苔を集約するための水揚げ・陸揚げの加工の拠点というようなかたちで考えております。利用船隻につきましては78隻、漁獲量752t、漁獲金額1億6千万円となっております。採れる物は先程説明させていただいた海苔等でございます。

事業の目的および内容でございます。整備前の状況は左上の図でございますが、答志漁港は船の数に比べまして漁港が狭くて、写真のように何重にも止めているというような状況でございました。台風等が来ましたら、この船同士が波で揺られてぶつかり壊れてしまい被害を拡大してしまうというような状況にありまして、左の下の図のように、16km離れた鳥羽本島の本浦地区まで避難するような状況でございました。その右側の写真が舟越漁港を整備する前の状況でございます。天然の入り江になっておりまして、その入り江を利用して整備させて頂いたところでございます。

次に、答志島全体に言えることですが、答志漁港ですとか和具漁港の問題点でありました、荒天時の静穏性が悪いことや、狭くて係留が難しいというお話と、それから特に加工作業など、島内で利用する土地が余りなかったという事がございまして、用地不足を解消するという話の2つの大きな目的で天然の入り江を活用いたしまして、舟越港内の静穏性を高めて、台風時などで島の中で避難できる態勢を作るというのが1つ。それから必要な係留施設ですとか村内の生産物の加工拠点となる用地を確保して、水揚げ即加工ができるような態勢を整えるというのがもう1つの目的でございます。実際

の工事でございますけど、まずは赤く着色した部分でございますが、①から④で示したような所で防波堤や突堤等の整備をさせて頂いております。それから青色部分の⑤の岸壁や道路、それと用地と連携して⑥の関連道としても使えるような状態でないと、加工したものがなかなか運びにくいところがあり整備しております。事業としては平成6年度から21年度まで、総事業約57億円の事業でございます。

事業の効果ですけれど、左上の写真でございますように、荒天時には4泊5日を費やして鳥羽の本土の方に船を避難させており、鳥羽の本土でも波の影響を受けない入り江の中の奥の方へ入らなければならないというようなかたちでございます。このため時間もかかるものですから、天気が悪くなると予想されると、海が荒れる前に行き、そこへ取りに行くというような事でございます。往復にかかる時間、漁ができないというような状況でございました。なお、避難してしまうと本土の方へ漁師さんたちが泊まって船を監視するという状況になりますので、台風の時に家族と離れ離れになって、お互い心細い思いをしなくちゃいけないというような状況にもあったとお聞きしております。整備後につきましては、右の図のように舟越地区の整備により舟越のほうへ常時移動している船もありますけれど、答志や和具の船も舟越のほうへ移動すれば避難できるというような事になり、前後の移動時間も含めて時間が短縮されたというようなところでございます。

次に、加工等に使います用地整備の効果でございます。海苔加工場が建設され、共同加工場が建設されておまして、昨年度より稼働を始めております。左の図に示すように当初10カ所ほどの加工場をそれぞれ個人が持っておまして、皆さん昼間海苔を積んで来たら、夜は自分のところの工場まで夜通し乾燥して、海苔を作るというような作業をしてみえました。1カ所に共同施設を整備した事で、皆さん昼だけの作業で各個人は済む、というようなかたちになりまして、仕事の効率化も図れたというようなことも聞いております。摘菜量が増えて、海苔の生産の増加と品質の向上にも繋がったというふうにお聞きしております。

次に、3つ目の効果で多重係留の解消による、係留作業状況の改善という事です。多重に船を着けておますと、一番陸に近い所から出る時には、その先に停まっている船をのけなくちゃいけないとか、それぞれロープを張って停めておますので、海側に停めている船のロープが、陸側の近くを通るとというような事で、それでロープの事故があったりとかというような事がございました。答志漁協所属の船が30隻程度、常時舟越地区へ移動する事になりましたので、多重係留も解消されまして、作業効率が上がったという事でございます。

それから4つ目の効果といたしまして、災害時の避難経路および避難場所の確保という事です。舟越漁港を整備するにあたりまして、答志の漁港と舟越の漁港を結ぶ関連道を整備させて頂きました。これは関連事業として効果の中にも費用の中にも入れさせて頂いております。この道を整備する事によって、山の上を抜けて行く道ですので標高が高くて、片道1車線の広い道ですので、島にはなかなか無く、スムーズに高台へ避難できる態勢が取れたというところでございます。この点についてはアンケートの内容で後ほど説明させて頂きますけど、一般の方でも利用したいとの答えをたくさん頂いているところでございます。

全体の事業効果の分析の手法でございますけれども、費用対効果は平成27年4月に改定されました「水産基盤整備事業費用対効果のガイドライン」に基づいて起算させて頂いております。この内容については資料として添付させて頂いております。この費用対効果分析を用いた結果の効果でございますけれども、年間便益額の総額は水産物生産向上、それから就業環境向上等の確保の各項目につきま

して積算を行いまして、合計で6億7千万円ほどとなっております。また金額に換算できない効果としましては、漁船の上架船作業の安全性の向上、それから海苔漁業者の労働力節減による持続性の向上等が考えられるものでございます。実際の効果でございますけれど、平成6年から平成26年の投資額56億7千万円に対しまして、評価基準年を今年といたしまして、総便益の179億円、費用が111億7千万円という事で、B/Cのほうは1.6というようなかたちになっております。平成19年の前回評価時の1.4に比べまして0.2上がったという状況でございます。前回評価時からの変化といたしましては、マイナス要因といたしましては漁船の数、それから漁業従事者等が減少いたしまして、そもそもの数が減っちゃったので、というところが減という事でございます。プラス効果としては、海苔の共同加工による経費節減、それから品質の均一化による単価向上による漁獲物の付加価値化の発現ですとか、防波堤のマウンド等に新たに藻場なんかが出来ておりまして、自然環境保全・修復効果の発現などが挙げられるところでございます。環境面への配慮で環境の変化でございますけれど、さきほど話にもございましたが、舟越の緑の丸で囲んである部分でございますけど、そちらの方に消波ブロックや被覆石等を波を抑えるために設置しています。海草はその片方に定着するという性質がありますので、それに藻場が発生いたしてございまして、魚の生息場所として良い環境になっています。そもそも石ですとかブロックがある事自体が、魚の環境には良い効果を与えるんですけど、藻場ができてより良い効果が発現しているという事で、新たな生物の生産の場として機能しているところでございます。また、藻場については、水質浄化の機能も持っておりますので、そのよう効果も発現している、というふうに考えておるところでございます。

あと、社会情勢の変化でございますけれど、効果のところではマイナス要因として、漁業者が減っておるといってお話があったんでございますけど、全国的に水産業を取り巻く状況としては、魚価の低迷でございますとか、燃油の高騰、それから高齢化、後継者不足というのが考えられまして、漁船が減っている、漁業者自体が減っている状況でございます。このグラフが全国の状況、それから三重県の状況、それから答志島の状況を表したものでございまして、事業着手前の平成5年を1としてグラフを作っておりますが、全国、三重県の比率につきましては、漁船の隻数、漁業従業者のほうは平成5年の5、6割という事で、4割から5割の減という状況なんですけど、答志島の表を見ても平成5年の8割から9割という事で、1割から2割の減に収まっているというような状況で、漁業者の減も全国あるいは三重県の状況と比べると、緩やかな減少に留まっているというところでございます。

それから、効果の方でございますが、アンケートの結果、概要の説明の中でもちょっと詳しくと、丁寧にと言われたところでございますが、今後舟越漁港を利用する答志地区、和具地区の全世帯を対象として、アンケートを実施させて頂きました。回答率としては答志地区が77%、それから和具地区が45%でございます。より場所的に近くて、よりよく現状を知って頂いているところから回答率が高かった、といようなところでございます。

1つ目といたしまして、舟越漁港の整備の効果でございますが、良くなった点といたしましては、整備した各施設について全体的に良好な評価が得られているところでございます。悪くなったというところが、けっこう割合が3割から4割とはいえ高いのはございますが、その中で、具体的な指摘を頂いている部分といたしましては、一番下のアサリの漁が無くなったという事で、天然の入り江の砂浜があったのが無くなっちゃったのが、というところ以外は、突堤が1個では足りないもっと増やして欲しいですとか、港が大きいので風当たりが強いとか、5t未満の船では港が大きすぎてロープが張りにくいです、とか使用にあたるようなご指摘はいくつか頂いておりますので、港としてはこれか

ら一定の改善は必要であると思っておりますけど、より整備をして欲しいという方向のご意見なのかな、というふうに考えているところでございます。

次に、舟越漁港関連道の利用目的でございますが、漁業関係者からは日常的な漁業作業、当然ではございますけど、それから天気が悪い時の避難なんかで9割くらい、それから水産加工が1割というようなかたちで回答を頂いております。我々が想定しておいた整備目的と合っているような答えを頂いているところでございます。それから漁業以外の利用といたしましては、散策ですとかドライブですとか釣り等の漁場、それから、働きに行く時の生活道路としても利用している、というような回答を頂いております、大きく3つの集落があるのですが、そちらを結ぶ道が狭い道しかございませんので、広い関連道が出来た事によって、そういう利用が広がったのかな、というふうに考えておるところでございます。

それで最後に、これからの整備についてでございますけど、舟越漁港は答志島全体における水産物の安定供給を実施するため答志漁港、和具漁港それから桃取漁港、それぞれの漁港における課題としてもっていました避難の場所、それから多重係留、それから生産性の向上が必要等の課題を解消するため、という事で整備を行ったものでございます。現状の課題としては、今回の目的であります避難所の整備、それから答志漁港の多重係留が解消されましたけれど、答志漁港、桃取漁港の舟越漁港利用が現状ではあまり進んでないというところがございますので、そちらを進めて行きたいという事で取り組み、考えておるところでございます。課題としては、そういう事もございまして、現在、答志と答志を通じて和具には関連道を通じて繋がっておりますのですけれど、利用の少ない桃取をもっと利用して頂くという事で、現在も整備をしておるのですけれど、関連道をやって行きたい、という風な事を考えておるところでございます。桃取関連道が出来た時点で、桃取ですとか和具の方の利用形態も考えたかたちで、これからやって行きたい、という風に考えておるところでございます。説明は以上でございます。ありがとうございました。

(委員長)

はい、ありがとうございます。503番の事業について、今説明をお聞きしました。それでは今のご説明につきまして、特に評価の妥当性についてご意見ご質問等をお願いします。委員の皆様、いかがでしょうか。ご自由をお願いします。

(委員)

どうもありがとうございます。この事業をずっと進めて行く中で、地元の方の意見というのは、どういうかたちで取り入れて事業をされたいのかについて伺いたい。最後に県民というか、意見等に反映されている中で、どういうかたちで事業をされてきたか、というのを伺いたいのですけど。

(水産基盤整備課)

私どもが事業をする場合は、まずは漁業組合様と打ち合わせさせて頂いて、港のこれからの利用をどうしていくかというお話をさせて頂きながら、具体的に事業化できた時点で、役員さんがメインになると思うんですけど、集まって頂いてこのような整備をさせて頂きたい、というようなお話をさせて頂いて、その中で漁協様から、こういう使い方をしたいので、というような要望を頂きながら、なかなか金が掛るものですから、全て言う通りというわけにはいかないんですけど、そこらの妥協

点を探しながら、やらして頂くというようなかたちで、進めさせて頂いています。

(委員)

その中で、意見の中で港が大きすぎるという意見があるんですけど、このあたりはやはり費用との兼ね合いもあるんで仕方ないことかもしれない。そのあたりの意見等を含めて、いかがですか。

(水産基盤整備課)

いま、船を停める時はロープを前と後ろに張られるので、停めた時に向こう岸までロープを張ったり、広いところが切れたというお話なので、そういうのもあって、突堤を造ってくれという要望が今きてまして、それに向けて整備する方向で調整はさせて頂いているところでございます。

(委員長)

その他は、ご意見ご質問等いかがでしょうか。

(委員)

自然環境への影響のところ、藻場ができて水質浄化されている。という良い面について紹介していただいて、確かにその便益の計算の中にもプラスの金額が算定されていますけれども、その一方で、例えばアサリ掘りができなくなったみたいな話があって、そういう悪い方というかネガティブな影響というのは、特に自然環境としては無い、という事でしょうか。

(水産基盤整備課)

この環境の効果については、おっしゃられたように干潟自体も浄化機能を持っておりますので、その部分を引いたうえでこれを足す、というのが本来だとは思いますが、今のところ、それでどれだけ効果があったか、というのがしっかり掴めていないので、その砂浜の分はとりあえず引いてない状況にはありますので、ちゃんとできてないと言われるとそういうところもあるんですけど、そんなに遠くない答えは出てるのかな、と思っているところではございます。ちょっと中途半端な答えで申し訳ないですけども。

(委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

という説明ですが。

(委員)

水産業界においては、この担い手の事ってあまり知らないのですが、本事業が出来たので、8割方は残っておられるという事なのですが、今後この人達の年齢がいくつか、今後この人達によって何%まで、何割減るくらいまでは維持できるのかな？ちゃんとした若手の後継者というのは作っておられるのでしょうか。こうした事によって「するわ」っていう方が、何人か増えておられますでしょうか。

(水産基盤整備課)

個別の地区地区の年齢層というのは掴めてないので、きっちりした話はできなくて申し訳ないんですけど、三重県全体では65歳以上の方が49.何%というかたちで約半分が65歳を超えています。全国平均が35%ちょっとですので15%くらい高齢化が進んでいるという状況でございます。そういう事で、各漁協でも危機感を抱いて頂いて、漁協によっても地域差があつて、けっこう儲かっている、安定して収入を得られている魚種の方もみえて、そこはけっこう息子さんが継がれたりとかというかたちでまわっておるんですけど、なかなか後継者が出来ないというところもあります。そのために我々としては収入を上げる、あるいは経費を下げるようなかたちで、漁獲を上げるか経費を下げるような格好で収入を上げる方向のお手伝いをさせてもらおう、というのと、もう1つサラリーマンよりは7掛けくらいの給料にはなってしまうけれど、自然に触れ合う仕事がしたいという層も結構ございまして、そういう人達は都会に結構居たりしますので、各漁協では漁師塾というような漁師になりたいという人を一定募集して、何日か合宿形式で体験してもらって、上手くすればなかなか自分で漁をして、自分で生計を立てるといのは難しいですけど、大敷ですとか、そういう大きな何人かでやる漁の中へ就職するというかたちで、そういう方を受け入れるという取り組みをいくつかの漁協でしてみえまして、そういう動きと、後は、努力をすれば儲かるようにして行くと、自然とできる分がありますので、その両方向でこれからやって行きたいかな、と考えているところでございます。それと、先程きっちりとした数字は言えない、と言ってたんですけど、地区地区の年齢構成が分かっていないもんですから、まだ答志の方は、その半分が65歳以上という状況にまだなっていないくて、結構島に残った若い人もやってみえて、いろんな活動もしてみえるんです。また、藻場造成なんかも漁協の青年部が取り組まれて、6年ほど前にはその活動で天皇杯をもらったりしてる若者達もおりますので、まだ三重県全体、全国全体みたいな事にはなっていないのかなと思つておるんですけど、油断していると、えらい事になって来ますんで、僕らとしては少しでも若い人が漁業をしてもらえるように、頑張つてやって行きたいな、と思つているところでございます。

(委員)

ありがとうございます。本当にこういうおとによって、若い人が少しでも定着して、さっきの海苔の加工場じゃないですが、そういうのを若い新妻たちが「一生懸命うちらが頑張るで、父ちゃん獲つて来てや。」という、そういうようなかたちに、また行政の方でもご指導願えたらありがたいかな、と思います。よろしく申し上げます。

(水産基盤整備課)

海苔の加工場の方は、今までは自分がすごく品質のいい海苔を作るので、他人の海苔と混ぜるなんて考えられないという世界だったんですけど、やっぱり機械投資がすごく高くて、経営がどうしようもないような状況になりつつある中で、漁協さんがちょっと英断をされて、漁協運営の共同加工施設というかたちで加工を委託で受け入れる漁船の皆さんは海で作業し、上げて来てそこで納めれば終わり、というかたちにして頂いています。そのおかげでその地元の方は今まででしたら昼取つて来て、夜乾燥して一晩中家族の誰かが見ながらやつて、海苔が始まると子供の授業参観も行けないし、家族でごはんを食べたりもできなかったのが、昼間海の作業だけで終わって、海の作業にも集中できるし、夜は家でゆっくりできる、子供の授業参観にも、海苔の季節でも行けるようになってすごく良く

なりました、というような声も頂いていて、ごく評判も良くてこれから他でもまたやりたい、という意見がいま出て来ているところで、それについてもちょっと応援して行こうかな、と思っているところでございます。

(委員)

それで色々な地元の雇用に繋がって、会社的な経営で理想的ですね。ありがとうございます。

(委員長)

その他はご意見ご質問等いかがでしょうか。503番につきましては、ひとまずよろしいでしょうか。では、その他も特にないようですので、503番はここまでとしまして、次に移りたいと思います。次は504番です。504番の説明をお願いします。

504番 県営地域水産物供給基盤整備事業 神島地区

(水産基盤整備課)

資料番号504番 県営地域水産物供給基盤整備事業神島地区、ご説明させていただきます。

こちら事業費が10億円を超えまして、事業完了後5年を経過した事から、今回ご審査いただくものでございます。概要説明時には、生活環境の向上もあったんじゃないか、そのへんも説明して下さい、ということ。それから自然環境向上効果というお話を頂いたんですけども、そちらも説明してくださいとの事で、ご指摘を頂いておるところでございます。

まず場所ですけれど、伊勢湾港のど真ん中に位置する神島でございます。港としては伊勢湾向き内側になる港でございます。三重県有人離島で一番鳥羽市から遠いところでございます。定期船で1時間ぐらいかかるところでございます。人口約4百人の島でございます。地域の産業でございます漁港生産活動の拠点であるとともに、定期船の発着場というような機能を持っておりまして、生活物資を搬入するための生活活動の拠点にもなっている港でございます。それから神島漁港の港勢としましては、利用漁船が141隻、大体254トンほどの魚介類を水揚げしておりまして、年間約3億2千万円程度の水揚げをあげているところでございます。主な魚種としては、たこ、たい、イワガキ、アワビなどが陸揚げされているところでございます。

事業の目的でございますが、整備前の状況が左の上の写真の通りでございます。この頃はですね、台風等が来襲した場合には、左の下の写真になっているんですけども、波がこの防波堤を越えてきまして、港の中まで大きな波がくるような状況でございました。そのためにですね、右の図のように答志島と同じなんですけど、14km離れた本土の中の郷地区に避難をする様な事になっておりました。それから、右の上の写真のように、専用の岸壁というか、連絡船が付けられる高さの岸壁がなかったので、渡し板で乗り降りしておったというような状況でございました。非常にまあ乗り降りする時、特に高齢者の方なんか非常につらいなあ、という状況でございました。

事業の目的でございますけど、神島地区の整備前の問題でありました荒天時の静穏性が悪いという事、水域が狭く係留施設が利用しにくいというような状況でありまして、港内で岸壁が不足しているという事で整備をしたものでございます。このため船内から郊外への静穏性を高め、必要な係留施設とか用地を確保する事で、漁業活動の効率化、それから漁業就業者の労働環境の改善を図る、それから、鳥羽本土からの生活物資を搬入し、島民のあるいは観光客の待機する神島地区の玄関口として生

活環境の改善を図る、という事で事業を開始したものでございます。

次に、具体的な事業の内容でございますが、平成6年度から21年度まで、総額約78億円をかけて、整備致しております。まず、静穏性を良くするために、赤い部分①から④まで4つのものでございませうけれども、護岸、防波堤や突堤を整備しております。

また、必要な係留施設、泊地の水深確保でございますとか、用地を確保するために青色の⑤から⑥のような岸壁、浮棧橋、用地及び道路を整備したところでございます。

事業の効果でございますけど、まずは港内の静穏度向上による避難回数の軽減でございます。台風の場合には登志島と同じように4泊5日を費やして、鳥羽の本土の方へ避難して行ったというような状況でございます。先程と同じなんですけど、早い目に避難しないと、避難移動時間がございませうという事で時間がすごくかかって来て、まあその前後に漁が出れない、且つ、台風の時、家族と別に過ごすというような状況にあったという事でございます。それが、波が超過しないようになりましたので、港内に台風時も係留する事が可能になりまして、避難する必要がなくなった状況になっております。

次に作業の効率化でございますけど、用地の確保による作業の効率化でございます。写真にありますように、狭い所で網の手入れですとかいろいろ作業して頂いていたのが、用地を確保できましたので、網をいっぺんに広げて、皆で作業できるような状況になった、というようなところでございます。3つ目に、係留施設整備でございます。労働環境の改善効果になります。整備前は係留場所が不足しておりまして、干満差が2mと大きいものですから、干潮時には陸揚げの時は、ものすごく高い高低差の中を、荷物を降ろしたり上げたりしなければならなくて、重労働であったというところでございます。整備後には海岸整備されまして、またその海岸を使って干潮時にもスムーズに荷物が降ろせるような状況になりまして、安全性も向上した労働環境が改善されたというふうに考えているところでございます。概要説明の時に少し丁寧に、と言うご指摘がありました生活環境の向上効果でございますけど、整備後はコンクリート岸壁を利用してですね、定期船を発着しておりましたが、この時干潮の差によってですね、陸と舟の高低差がありまして、写真のように不安定な渡し板で渡っていたという状況でございます。

今回はですね、浮棧橋を整備させて頂きましたので、乗降地と岸壁の高さの差がなくなりまして、バリアフリー対応のですね、浮棧橋という形で定期船の発着時ですとか、護岸に接する時間が短縮されまして、利用客が短時間で安全で安心に乗り降りできる、利便性が非常に向上したというところでございます。次に、もうひとつ広い用地を確保しましたので、本土まで船で1時間かかるという事で、緊急時に使えるヘリポートとしても使えるように、用地を整備させて頂いたところでございます。本来輸送が50分かかるところが、ドクターヘリだと13分で行けちゃうという事で、そのような整備をさせて頂きました。これは平成24年2月から運用させて頂いておるんですけども、使って頂かないのが一番いいんですけども、これまで3度ほどがドクターヘリを利用して頂いているとお聞きしております。事業効果でございますけど、24年に改訂されました効果分析マニュアルを使わせて頂いて、使用させて頂いているところでございます。その結果でございますが、水産物の生産工場それから漁業就業環境の向上他等積算を行いまして、年間5億3千万というような効果になっております。金額換算できない効果と致しましては、漁船の係留ですとか漁船乗降作業時の安全性向上、それから一般利用客の安全性向上などがあげられております。で、金額的には今回持って来た金額と致しましては、27年の総便益は198億9千万円、総費用は151億7千万円になっておりまして、費用対効果、費用便益

比は、1.31 となっております。平成 17 年度の前回は 1.13 でございましたので 0.18 上がっておりますが、マイナス要因としては水産物生産コスト軽減効果、それから漁獲物の付加価値、稼働効果の減少が上げられているところでございます。プラス要因は、係留作業の安全性の向上と、それから栈橋の利便性向上による生活環境の改善効果などが上げられるところでございます。概略説明の時にご指示頂きました自然環境の保全効果でございますけれども、今回緑の線の部分でございますが、舟越と同じ様な形なんですけれども、自然調和型マウンドを整備した事により、新たな藻場が創生されまして、アラメ、ワカメ、クロメ、ホンダワラ等が自然に発生しておるとい様な状況でございます。ここにはイワガキ、アワビ、イセエビ、スズキ等生物生息域の機能しているところでございます。イワガキなんかはですね、自然調和型マウンドに生息しておりますが、イセエビ等は自然保護の観点から禁漁としておりまして、増殖効果として考えているところでございます。先程、舟越と同じように水質浄化の効果もございますので、そちらの効果も発現されていると考えているところでございます。社会情勢の変化について、全国的な状況は舟越の所で説明させて頂いたのと同じような状況なんですけども、右のグラフも、登志島と同じように、神島の状況をちょっと整理させて頂きました。神島の方も平成 5 年を 1 とさせて頂きますと、全国それから三重県共にですね、平均に比べまして、まあ船の方は近くて従事者数の方はそこまで減っていない状況でございます。陸揚の金額についてはですね、小さい港ですので年によって上下行があるという様な状況になっております。

次に、アンケートの結果でございますけれども、漁港整備のアンケート、神島全域にアンケートを実施しまして、回収率としては 31% となっております。漁業関係者を対象と致しました効果に対する質問では、7 割が以前より使いやすくなったと回答頂いております。良くなった点としましては、整備した各施設が全体的に良好な変更だ、と頂いている点、悪くなった点としては、神島の利用にあたって附属施設として、防波堤とか岸壁を設置して欲しいという意見が上げられている所でございます。次に、漁業者以外の方の意見と致しましては、全体の 6 割か 7 割が以前より使いやすくなったと回答を頂いております。一定整備の効果があつた、と考えておりますけれども、漁業以外の利用方法としては、鳥羽市への市営定期船でございますとか、散歩散策の生活量が主なものでございます。悪くなった点としては、やっぱり景観、あるいは自然環境の変化、利用面に対しての意見が寄せられているところでございます。

今後の課題でございますけれども、神島は地域の方の漁業活動の拠点であるとともに、本土よりのそれから生活物資の搬入、村民の生活の拠点として重要な役割を果たしているところでございますけれども、漁業者の減少ですとか高齢化、今後の漁港施設の老朽化等が考えられるところでございます。今後の対策と致しましては、高齢漁業者が安全に作業する事ができる係留施設、あるいは安定した所得に繋がる漁港整備、それから、老朽化が進む既設施設の保全・維持などに付いて検討を行いまして、水産物の安定的な漁獲を図るため、現行施設の機能強化ですとか保全・維持管理を進めて行きたいと考えているところでございます。説明としては以上でございます。よろしくお願ひ致します。

(委員長)

ありがとうございました。504 番の神島の事業について、今、ご説明いただきました。委員の皆さん、ご意見質問などお願いします。

数値のところを教えてくださいなのですが、スライドの 13 番で、総事業費が 77 億円ぐらい、総費用 C は 151 億円ですから、その差額がかなり大きいのですが 151 億円というのは、どこから出てきたので

しょうか。

(水産基盤整備課)

ものすごい差ではあるんですけど、今年の単価に置き換えると、これになるという状況になっております。これだけ一般的な事業費が上がっている。

(委員長)

差が大きいなと私も思ったんですが、計算上そうなるという。維持管理費は、何十年分計算されたのでしょうか。

(水産基盤整備課)

ちょっと待ってください。今、調べています。

維持管理費は、年 200 万ずつで、50 年分あげさせていただいている状況でございます。

(委員長)

はい、手元にいただいた資料にも細かい一覧表がありました。そうですね。印象としては大きいなと思ったのですが、計算するとこのようになっていると。そして、最終的には B/C は 1.31 となる様ですから、はい了解しました。委員の皆さん、その他のご意見など、いかがでしょうか。

(委員)

県民の意見というところで、漁業関係者と漁業関係者以外というので分けられているのですが、関係者以外という事は、ここでいうそれ以外の漁業を利用する人という事で、漁業をされていない人という、観光とか、漁業されておられないで、利用される方、とかという事でしょうか。

(水産基盤整備課)

住んでいる方にアンケートを取っていますので、その観光者という形ではないんですけども、神島に住まれて 1 時間かけて船で通勤して、サラリーマンやってみえますので漁業をやっていない方、そういった方もアンケートという形でございます。数としては少ないのではあるんですけど

(委員)

その中で、漁業関係者の意見で、「基本的な整備がされてよかった」という意見が多いんですけど、よくなかったという意見で、港の波が強くなったとか、利用に当たって若干何か問題があるかもしれない、とかいう意見と、それ以外の漁業関係者以外の方は、環境的にやはり問題があるよというような意見が出ていますが、このあたりを整備する中で、地元との話し合いも含めて、どういう状況でこういう意見が出ているのかというのを、伺いたいと思いますけども。

(水産基盤整備課)

この何が悪くなるかという意見を私もびっくりしてですね、詳細をちょっと聞かして頂いたんですけど、基本的に赤い部分で波を止めるという工事をしておるんですけど、一般的には下から上へ止め

とるんですけど、その波が風の方向でたまたま左から右の方へ斜めに上がって来る時は、右の整備の部分に跳ね返って戻ってくる波がある、というご意見を頂きまして、防ぐためには必要な防波堤ではあるんですけど、ある一定の方向にくるとですね、元の波を強くしてしまうという事もちょっとあってですね、まあそれはおっしゃる部分もあるのかなというところですね、そこは何らかの対策を考えて行かな、あかんかなあと思っておるんですけど、基本的にその右の端の方から来る波に対して、必要な施設でありますので、そこら辺の対策をこれからちょっと考えて行かなあかんと思っておるんですけど。その辺に付いては、調査して特定の反射波が出て来るというご意見でございました。

(委員)

環境の面に関しては、やはりこれは工事の内容から含めて、当然全て対応できるような話では決していない、と思うのですが、そのあたり実際考慮された形で工事されたという事はあるのでしょうか。

(水産基盤整備課)

港の利用についてはですね、今その国の方も漁業者が減っている状況の中ですね、港の維持管理するよりも、まあ違うところを使ってもらった方がいいんじゃないのかな、と言う様な動きもあって、いろんな利用を考えて行きましょうよっていうような事で、これまでの整備で、今の状況でもですね、港の中は波が緩やかっているのもあって、そこでその養殖場みたいな事をする事も、これからは考えたらどう、という様なご意見頂いて、場所的にはここではないんですけど、今、アワビの資源と言うのはものすごく減ってしまっていてですね、ピーク時の1割、2割っていう状況になってまして、千葉県の方で足の付いた少しだけ足の付いたブロックを沈めると、その裏にアワビが一杯付いてですね、それを取る時はひっくり返すと簡単に取れるっていう天然漁場というのをやってまして、その点は水産研究所と、港の中、ブロックですね小さい場合は波で飛ばされちゃうので、港の中へ沈めて、そこでアワビを放流して、そこでアワビを取るという活動をしてましてですね、そういうようないろんな考え方というか、利用できるところは全部利用してこよう、というような事で、港の中の有効活用みたいな事を、これからはしてかなあかんのかな、と思っているところではあるんですけど、漁礁ブロックなんかを、なるべく魚が住む様な形にする、と言う所まではまだやってはないんですけども、そういう事を想定しながら工事を進めさせてもらっているところがございます。

(委員長)

その他はいかがでしょうか。ご意見ご質問をお願いします。よろしいでしょうか。

(委員)

このアンケートの回収率が、他と比べて31%と低いのですが、地元の方のこの意向があつてこうなのか、このあたりの意見をちょっと伺いたいと思ったんですけど。

(水産基盤整備課)

ちょっと、神島については答志と比べるとかなり低くてですね、非常にづらい状況であるんですけど、この辺の現象の方、なんて言うのかな、私どもの方でというか、組合の方に頼んでやらしてもらっているの、組合の状況でちょっとよくわからないところもあるんですけど、我々の印象として

は、なんて言うんですかね、島の方の注目度は高いとは思ってはいるんですけど、なかなかアンケートに答えてもらえないという状況にありますので、ちょっと手応えと違うところですね、非常につらいところではあるんですけど、ちょっとこれからはもう少し丁寧に、なんて言うんですかね、あの私どももちょっと直接、お願いに回ったりするような事させて頂いて、少しでも回収率を上げてですね、より皆さんの声をきっちり吸収できるようにさせて頂きたい、と思いますので、またよろしくお願い致します。

(委員)

県のお金を使ってやっているのを、地元の人には当然、「アンケート結果は、出さなくてもいい」、という意見もあるのかもしれないですけども、やはりそこで知ってもらって反映したかたちで、今後の県の政策に反映できるような形になる方がいいのかな、と思うので、出来ればもう少し回収率を上げる、今、話があったような感じで取り組んでいただけたらと思います。

(水産基盤整備課)

ありがとうございます

(委員長)

はい、また今後とも地元の意見をくみ取るようにしたい、という事ですので、余計な事かもしれませんが、アンケートの回収率っていうのは、どういう方が間に入ったとかで、かなり違ってきますし、お年寄り世代で、そういう方もいらっしゃるでしょうから、ある程度はやむを得ないかなと思います。私からのコメントですが、今後とも、そのあたりはお願いしたいと思います。

その他、特によろしいでしょうか。はい、特に無いようですので、それでは、ここでひとまず質疑を終えて、一旦休憩をいたします。一旦休憩をはさみまして、今、審議しました事業について委員会の意見をまとめることとします。委員の皆さんよろしいでしょうか。それでは、ここで一旦休憩としまして、15時15分再開にしたいと思います。ありがとうございます。

< 休憩 >

(委員長)

少し時間を過ぎて、失礼しました。それでは、委員会を再開します。今しがた、意見書案を検討しましたので、読み上げます。

意 見 書

平成27年10月23日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成27年10月23日に開催した平成27年度第5回三重県公共事業評価審査委員会において県より、かんがい排水事業1箇所、湛水防除事業1箇所、および県営地域水産物供給基盤整備事業2箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) かんがい排水事業 [県事業]【事後評価対象事業】501番鈴鹿川沿岸地区
当該箇所は、平成4年度に事業に着手し、平成20年度に完了した事業である。

(2) 湛水防除事業 [県事業]【事後評価対象事業】502番西黒部地区
当該箇所は、平成4年度に事業に着手し、平成21年度に完了した事業である。

(3) 県営地域水産物供給基盤整備事業 [県事業]【事後評価対象事業】503番舟越、504番神島
503番および504番については、平成6年度に事業に着手し平成21年度に完了した事業である。
今回、審査を行った結果、501番、502番、503番及び504番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

なお、以上4事業について、今後、事業効果がより発現され地域の農水産業の振興につながるよう、担い手の確保等に努められたい。

(委員長)

以上です。委員の皆さん、よろしいでしょうか。今、読み上げた分で、意見書案という事です。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、説明者の入れ替えを行いますので、しばらくお待ちください。

(3) 事後評価対象事業 概要説明

(委員長)

よろしいでしょうか。引き続きまして、議事次第3番の、次回評価対象事業の概要説明について、この点まず事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事業概要説明は、次回審議を円滑に進める目的で行います。お手元の資料7の1、青いインデックスが付いた4件について、事業主体が1事業当たり5分以内で説明致します。委員の皆様におかれましては、次回の審議の際に追加の説明、バックデータ等の必要資料、その他ご興味頂いた事柄など、次回の説明に繋がるご質問、ご要望をお願い致します。尚、これは審議ではございませんので、ごく簡単な質疑でお願いしたいと思います。概要説明は、506番から順に行います。質疑に付きましたは、説明の後で、説明者ごとにお受けしたいと思います。以上で説明を終わります。

(委員長)

はい、よろしいでしょうか。今、説明がありました通り、順番に概要説明をお願いします。

まずは、506 番についてお願いします。

506 番 港湾事業 津松阪港（贛崎地区）

（津建設事務所）

次回の委員会でご審議いただく港湾事業 506 番 津松阪港 贛崎地区の概要説明をさせていただきます。
まず、はじめに、本事業の事後評価までの経緯をご説明いたします。

本事業の内容につきましては、表に示してございます 4 つの事業を一体的に実施したものとなっております。一つ目が、国の補助事業による防波堤、泊地、浮棧橋、臨港道路の整備で、平成 14 年から平成 21 年の 8 ヶ年で実施しております。二つ目が、県の単独事業による護岸工整備で、平成 14 年から平成 21 年までの 8 ヶ年で実施しております。三つ目が、県の単独事業によるふ頭用地整備で、平成 15 年から平成 16 年の 2 ヶ年で実施しております。四つ目が、起債事業によるふ頭用地整備で、平成 15 年の 1 ヶ年で実施しており、全体としては平成 14 年から平成 21 年までの 8 ヶ年で実施しております。

今回の事後評価は、「三重県公共事業事後評価実施要綱」の規定に準じて、全体事業費が 20 億円以上の事業である事、4 つの事業のうち、事業が完了した平成 21 年から 5 年が経過した事から実施するものでございます。津松阪港は、伊勢湾西海岸の中央部に位置し、背後の中南勢地域の物流および交通の拠点として重要な役割を果たすため、昭和 46 年 3 月に津・松阪両港を合併し、重要港湾に指定されております。津松阪港は、津港区と松阪港区の 2 港区で構成されておりますが、本事業は津港区の贛崎地区で平成 14 年から平成 21 年まで実施した港湾改修事業で、全体事業費といたしましては、27 億 3 千万円となっております。

続きまして、事業箇所周辺の状況についてご説明いたします。平成 17 年度の中部国際空港の開港に合わせ整備された、高速船による海上アクセス拠点である「津なぎさまち」は、広範囲に及ぶ新たな人の交流を促し、地域活性化の起爆剤になるものとして大きな役割を果たしております。

こちらが、本事業の全体計画になります。今回の事業は、津松阪港贛崎地区において実施したものでございまして、高速船の旅客ターミナルに必要な用地造成を行うことで、中部国際空港へのアクセス機能の向上を図っております。本事業の完了年次は平成 21 年ですが、旅客のターミナルは平成 17 年より利用しております。具体的な整備範囲は赤色の破線で囲ってございます範囲で、浮棧橋 1 基及び浮棧橋護岸は、延長 150m、泊地につきましては、-3.0m の水深で 2.3 ヘクタール、ふ頭用地におきましては、駐車場を整備してございます。その他に防波堤、波除堤、臨港道路の整備を行ってございます。

次に、B/C の概要についてご説明いたします。今回、「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル（H23.6 版）」および「港湾投資の評価に関する解説書 2011（H23.7 版）」に従いまして、費用対効果分析を実施しております。港湾整備事業における費用対効果分析につきましては、全国的にこれらのマニュアルを参考にしているところでございます。分析の流れにつきましては、①前提条件②費用・便益項目の設定③便益の算出④費用便益比の算出の順で行っております。まず、費用便益分析を行うにあたって、評価の前提条件を定めます。前提条件と致しましては、評価年度を平成 27 年度、評価期間を工事着手からターミナル供用開始後 50 年目となる平成 67 年度に定めます。また、社会的割引率はマニュアルに基づき 4 %としております。旅客船の年間利用者数は平成 16 年から平成 26 年までは実績値を用い、平成 27 年以降は平成 26 年の利用者数が一定で推移するものとしております。費用

は整備費と維持管理費を計上します。整備費は実績、維持管理費は実績より平均を算出し、設定をしております。便益は旅客対応ターミナル整備の効果として、旅客の移動コスト削減便益を計上しております。

次に、中部国際空港への海上アクセスによる移動コスト削減便益について、ご説明いたします。津松阪港賢崎地区に高速旅客船が就航していなかった場合、青色の「整備なし」のケースのように鉄道を利用し、名古屋駅を経由した遠回りの移動をしなければなりません。今回の整備によって赤色の「整備あり」のケースのように津なぎさまちより直接、中部国際空港へのアクセスが可能となり、移動時間の短縮が可能となっております。このプロジェクト実施の有無による移動コストの差を便益としております。これまで説明いたしました便益を用いて、費用便益分析を行いました結果、便益額が135億1千万円、費用が48億2千万円となり、費用対便益比は2.81と算定されます。

以上で概要説明を終わらせて頂きます。次回のご審議、よろしくお願い致します。

(委員長)

はい、ありがとうございます。506番の事業について、今、概要説明をお聞きしました。審議は次回という事ですが、次回の審議に向けて、意見とか要望等ありましたら、お願いします。

委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見など。

1点だけ。具体的な数字は、次回出て来ると思うんですが、現実には、お客さんがどれ位利用しているか、それでかなり変わってくると思います。もう10年以上経つんですかね。

(津建設事務所)

そうですね。17年ですから。

(委員長)

具体的なお客さんの数、数字も又説明して頂ければ。

(津建設事務所)

はい、わかりました。

(委員長)

委員の皆さん、その他はよろしいでしょうか。では、審議は次回という事ですので、又、次回お願いします。次に移りたいと思います。507番の事業について、説明をお願いします。

507番 海岸高潮対策事業 木本港海岸

(熊野建設事務所)

次回事後評価をお願いいたします海岸事業507番、「木本港海岸高潮対策事業」に付いて、概要の方ご説明させていただきます。

当事業は、平成22年度に事業が完了致しまして、5年が経過致しましたことから、「三重県公共事業事後評価実施要綱第3条」に基づきまして、事後評価をお願いするものでございます。

それでは、概要についてご説明致します。尚、平成18年度の再評価でご審議いただきましたとこ

ろ、事業の継続が了承された事業でございます。

はじめに、「事業箇所の位置」についてご説明いたします。「木本港海岸」は、熊野市から紀宝町にわたります全長約 22km の七里御浜海岸の北端に位置しております。海岸は熊野灘に面しており、外洋からの高波浪が減衰することなく直接、海岸に来襲し、これら高波浪などによって、海岸が侵食され浜が減少しております。

続きまして、「木本港海岸」の概要についてご説明いたします。木本港海岸は前浜が急勾配で高潮や台風の暴風時には、高いまま押し寄せた波が、汀線付近で砕けまして、砂利を巻き込んだ状態で波が防潮堤の背後にある国道 42 号でありますとか、人家まで達している状況でございました。また、砂浜は侵食傾向のため、自然の砂浜が有する消波機能も低下しており、将来的に越波に対する安全性がさらに低下する恐れがございました。このため、高潮・台風による高波浪から背後地の生命・財産を守るとともに砂浜の安定化を図る目的で、平成 4 年度に高潮対策事業としまして潜堤 3 基を設置する計画で事業着手しまして、平成 22 年度に事業完了致しております。

次に、本事業周辺の状況についてご説明いたします。木本港海岸背後には、熊野市の中心市街地がございまして、人家が密集していますとともに、三重県熊野庁舎でありますとか、熊野市役所、国道 42 号、JR 紀勢本線などの重要な公共施設がございまして。また、本海岸を含む七里御浜は「浜街道」と呼ばれまして、「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部として、平成 16 年 7 月に世界遺産に登録されており、鬼ヶ城(おにがじょう)、獅子巖(ししいわ)、花の窟神社(はなのいわや神社)などの名勝があるとともに、熊野大花火大会の会場としても利用されている海岸となっております。

次に、事業目的及び内容について、ご説明致します。まず、事業目的でございますが、潜堤の整備により、高波を人工的に壊し、砂浜の減少を防止し、高波が海岸堤防を越えることを防止することで、背後地の生命・財産を守る事としております。事業内容につきましては、消波ブロックで構成されます潜堤を 3 基、北から 200m、190m、190m の合計 580m を木本港海岸に設置するものでございまして、平成 4 年度に事業着手し、平成 22 年度に完了致しております。海岸事業における事後評価の対象事業は、全体事業費が 15 億円以上もしくは再評価実施事業となっております。当事業につきましては、事業完了から 5 年が経過しておりますので、事後評価の対象事業となってまいります。

次に、費用便益算定についてご説明いたします。高潮対策事業では、便益につきましては、高潮・波浪等が海岸堤防を越えて浸水した場合の、背後地の想定被害額を算定することになっております。この図の水色で塗りつぶした部分が、潜堤を設置しなかった場合、高潮・波浪等により浸水が想定されるエリアでございます。一般資産被害額としまして、この部分にあります家屋・家庭用品等の浸水被害額を便益として算定しております。また、道路や公園などの資産を公共土木施設被害額、電気・ガス・水道などの公益事業等被害額を、それぞれ一般資産被害額に比率を乗じることで算定しております。評価対象期間につきましては、事業期間 19 年間に供用期間 50 年を加えました 69 年としております。平成 27 年に現在価値化した便益(B)は約 300 億円、費用(C)につきましては、整備費と維持管理費を合わせまして約 87 億円となります。この結果、当該事業の B/C は 3.4 となります。

次に、「前回再評価時の答申」について、ご説明致します。前回再評価におきましては、個別意見と致しましては「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」とされております。

次に「県民の意見」としまして、防護対象区域の住民を対象にアンケートを実施しております。その結果についてご説明いたします。実施時期は平成 27 年 7 月です。実施方法は自治会に依頼しまして、アンケート用紙を戸別に直接配布、回収して頂いております。配布部数は 305 部、回部部数は 153、

その結果、回収率は約 50%となっております。

今回のアンケートでは、安全面、景観面、利用面に対する満足度、事業の認知度、事業全体の満足度について調査しております。

以上で、概要説明の方は終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

(委員長)

はい、ありがとうございます。507 番の事業について、今、概要説明をお聞きしました。この件について、次回の審議に向けてという事ですが、ご意見等お願いします。委員の皆さん、いかがでしょうか。委員の皆さん、よろしいでしょうか。この場で無いようでしたら、次回、説明をお聞きしてからまた、審議するという事で、よろしいでしょうか。では、507 番についてはここまでとしまして、次の 508 番の説明をお願いします。

508 番 海岸高潮対策事業 御浜地区海岸

(熊野建設事務所)

それでは引き続きまして、海岸事業 508 番、「御浜地区海岸高潮対策事業」に付いてご説明を申し上げます。

当事業に付きましては、平成 22 年度に事業が完了致しまして、5 年が経過いたしましたことから、「三重県公共事業事後評価実施要綱第 3 条」に基づき事後評価をお願いするものでございます。

それでは、概要についてご説明致します。尚、当事業に付きましても平成 20 年度に再評価でご審議頂きまして、事業の継続が了承された事業でございます。

はじめに、「事業箇所の位置」についてご説明いたします。「御浜地区海岸」は、熊野市から紀宝町にわたる全長約 22km の七里御浜海岸のほぼ中央の御浜町に位置しております。海岸は熊野灘に面しておりまして、外洋からの高波浪が直接減衰することなく、海岸に襲撃し、これら高波浪などによって、海岸が侵食され浜が減少している状況でございます。

続きまして、「御浜地区海岸」の概要についてご説明いたします。当海岸は、太平洋の荒波が直接襲撃するため、過去には伊勢湾台風、第 2 室戸台風等により、背後地の道路、人家が甚大な被害を受けてきました。また、砂浜も侵食傾向にあるため、自然の砂浜が有する消波機能も低下し、将来的に越波に対する安全性がさらに低下する恐れがございました。このため、高波・台風による高波浪から背後地の生命・財産を守るとともに、砂浜の安定化を図る目的で昭和 62 年度に高潮対策事業と致しまして、人工リーフを設置する事業に着手し、平成 22 年度に事業が完了したものでございます。

次に、本事業周辺の状況についてご説明いたします。当海岸背後には、御浜町中央公民館でありますとか、阿田和保育園、JR 阿田和駅等の重要な公共施設がありますとともに、海岸沿いには、当該地域の重要な幹線道路であります国道 42 号、JR 紀勢本線が並行してございます。また、国道 42 号はですね、地域唯一の二次医療施設であります、紀南病院への重要な出入り口ともなっている道路でございます。また、雄大な熊野灘を展望できる場としまして、ふれあいビーチというのが海岸線に整備されております。イベントやお祭りも開催されてございます。また、海岸散策の休憩の場として利用されております、道の駅パーク七里御浜も背後にございます。また、当海岸を含みます七里御浜は「浜街道」と呼ばれ、紀伊山地の霊場の参詣遺の一部としまして、平成 16 年 7 月に世界遺産に登録されております。また、日本の渚百選、日本白砂青松百選、21 世紀に残したい日本の自然百選、日本の名勝

百選にも選ばれており、熊野灘と砂利浜の美しい景観を有した海岸となっております。

次に、事業の概要についてご説明致します。まず、事業目的でございますが、人工リーフの整備を実施し、高波を人工的に減衰させるとともに、砂浜の安定化を図り、背後地の生命や財産を守ることを目的に、高潮対策事業を実施しております。事業内容につきましては、消波ブロックで構成されます1基200mの人エリーフを4基設置するもので、昭和62年度に事業着手し、平成22年度に完了したものでございます。海岸事業におきましての事後評価の対象事業は、全体事業費が15億円以上もしくは再評価実施事業となっております。当事業におきましては、事業完了から5年経過致しましたので、事後評価をお願いするものでございます。

次に、費用便益についてご説明いたします。高潮対策事業では、便益について、高潮・波浪等が海岸堤防を越えて浸水した場合の背後地の想定被害額を算定することとなっております。この図の水色の部分が、人工リーフを整備しなかった場合、高潮・波浪等により浸水が想定されるエリアでございます。一般資産被害額としまして、この部分によります家屋・家庭用品等の浸水被害額を便益として算定しております。また、道路や公園などの資産を公共土木施設被害額、電気・ガス・水道などの公益事業等被害額を、それぞれ一般資産被害額に比率を乗じることで算定をしております。評価対象期間につきましては、事業期間24年間に供用期間50年を加えた74年間としております。平成27年に現在価値化した便益(B)は約360億円、費用につきましては、整備費と維持管理費を合わせまして、費用(C)は約140億円となっております。その結果、当該事業のB/Cは、2.5という結果となっております。

次に、「前回再評価時の答申」におきまして頂いたご意見に付いてご説明いたします。平成20年度に再評価を受けておりまして、事業継続の妥当性は認められておりますが、2つのご意見を頂いております。1点目が「七里御浜における土砂動態解析モデルと、熊野川から供給される土砂量の増加手法の構築及び熊野川流砂系に係る関係機関との調整を引き続き行うこと。また、当委員会に対して報告された事業方針については、速やかに実施すること。」2点目が「今後事業説明においては、総合行政の観点から津波に対する防災対策を含めて行うとともに、海岸の費用対効果においては、浸水防止など便益の内訳についても説明及び資料の提出を求めるもの。」となっております。以上が、再評価結果となっております。

次に、「県民の意見」としまして、防護対象区域の住民のうち、海岸周辺の住民の方々を対象にアンケートを実施しております。その結果についてご説明いたします。

アンケートにつきましては、平成27年7月に実施しておりまして、実施方法としましては、アンケート用紙を戸別に直接配布し、その後郵送で回収するという方法を取っております。配布部数は172部、回収できた部数は51部という事で、回収率は約30%となっております。今回のアンケートでは、安全面、景観面、利用面に対する満足度、事業の認知度、事業全体の満足度について調査をしております。

以上が、508番「御浜地区海岸高潮対策事業」の概要説明となります。よろしくお願い致します。

(委員長)

はい、ありがとうございます。508番の事業について、今、概要の説明をお聞きしました。次回の審議に向けて、ご意見等をお願いいたします。いかがでしょうか。はい

(委員)

高潮事業なので、津波の事だと思ったんですが、前回再評価の時に、津波の話が防災対策を含めて行っただけだとの意見も出ているので、このあたりをどのように対応されたのか伺いたと思います。お願いします。

(委員長)

説明は、また、次回という事で。

(熊野建設事務所)

はい、ご説明させていただきます。

(委員長)

その他、はい、どうぞ

(委員)

事業費が安くなっていて、最初、当初計画、という事ですよ、これで。

(熊野建設事務所)

はい。

(委員)

期間も9年短くなっていると。内容見ると、人工リーフの基数が減っている事が原因だと思うのですが、これは、当初計画からどういう変更があって、こうやってなったのか、というのを簡単に説明していただければと思います。

(熊野建設事務所)

はい。

(委員)

それと、1つ前の事業も予算が減っているんですよ、安くなっている。3年短縮されている。このあたりも、どういう事をされて、こういう事が出来たのかというのも、お聞きできればと思います。よろしくをお願いします。

(熊野建設事務所)

はい、わかりました。

(委員長)

はい、それはまた、次回お願いします。他はよろしいでしょうか。

1つ前の話と合わせて聞いていて思ったのですが、七里御浜は名前の通り7里あるんですけども、

これは木本や阿田和をまず守るという発想だろうと思うのですが、国道 42 号沿いは、ずっと市街地が連続しておりまして、県としては、そのあたりをどう考えるか、点として捉えるのか、線として捉えるのか難しい所だとは思いますが、七里御浜を全体として見た時、どうすべきか、どう考えるべきかという、そのあたりをお聞きしたいと思います。また、お願いします。

その他、よろしいでしょうか。では、508 番についてはここまでといたします。次に移ります。509 番の事業について、説明をお願いします。

509 番 街路事業 相川小戸木橋線

(津建設事務所)

通し番号 509 番の街路事業「相川小戸木橋線」の事後評価について、概要説明を行なわせて頂きます。

今回の事後評価は、平成 9 年度より事業を着手し、平成 22 年度の事業完了後、概ね 5 年が経過したことから、三重県公共事業事後評価実施要綱第 3 条に基づき行うものでございます。

はじめに、事業目的及び内容についてご説明をいたします。まず、当該事業区間の概要でございます。

都市計画道路相川小戸木橋線は、図上の緑色の線で示すように、起点の久居相川町から終点の久居小戸木町に至る、旧久居市街地を南北に結ぶ路線でございます。そのうち、今回事後評価を実施する区間は、赤色の線で示す国道 165 号の交差点から、久居駅に至る延長 504m の区間であり、灰色で示しております、旧の県道久居停車場津線のバイパスとして整備を行っております。また、黒色の線で示した当該事業区間より起点側は平成 5 年に、終点側は平成 9 年に、それぞれ改良工事が完了しております。

次に、事業区間の概要でございますが、この区間の沿道には住宅地が多く、周辺には小中高の学校や警察署などの施設が立地しております。また、旧県道久居停車場津線は、歩道がなく電柱も建っていることから十分な歩行空間がないうえ、中心市街地であるため交通量も多いことから、歩行者、自転車、自動車の輻輳がみられ、安全な交通環境が確保出来得ない、という状況にございました。更に、旧県道と国道 165 号は立体交差であったため、路線相互の流出入により迂回が生じてございました。このため、当該事業は、これまでに述べた事業区間の現地状況や、平成元年から実施された久居市駅前地区市街地再開発事業等を踏まえたうえで、久居駅から国道 165 号までのアクセス時間の短縮、安全安心な歩行者自転車空間の確保、良好な景観の形成、都市防災機能の向上を目的として整備に取り組んでおります。

続きまして、事業内容について、ご説明いたします。事業期間は、平成 9 年度から平成 22 年度までの 14 年間で、総事業費は 34 億 2000 万円で、うち用地補償費が 28 億 3200 万円となっております。事業延長は 504m でございます。また、道路幅員は、車道幅員 3.25m、停車帯 2.50m、植樹帯 1.25m、歩道 4.0m の全幅員 22.00m の 2 車線道路となっております。

続きまして、費用便益分析結果についてご説明いたします。この分析は、最新の費用便益分析マニュアルに基づき算出しており、供用を開始した平成 23 年から 50 年間分の便益と費用について、平成 27 年を基準年として現在価値に換算し、比較をしております。上段の道路整備により道路利用者が享受する便益といたしましては、走行時間短縮便益と走行経費減少便益、さらに交通事故減少便益の 3 つを合計して 50 年間の便益を算出してしております。一方、下段の道路整備に要した費用といたしましては、事業費と 50 年間の維持管理費を合計して算出してしております。その算出結果につきまして、供用年次から 50 年間の便益を現在価値に換算したものを積み上げると、約 51 億 5 千万円となります。

また、費用のうち、維持管理費については、便益と同様に、供用年次から50年間の維持管理費を現在価値に換算したものを積み上げ、その積み上げた維持管理費と、事業費を足し合わせると、約46億円となります。このことから費用便益比は1.1となり、事業効果が得られることが確認出来ております。概要説明につきましては以上でございます。よろしくお願い致します。

(委員長)

はい、509番の事業について、今、説明をお聞きしました。委員の皆さん、いかがでしょうか。ご意見等、ご要望など含めまして。

(委員)

道路断面、形状断面が出ているんですが、かなり大きく取られているんですが、その理由について、説明をいただければと思います。よろしくお願い致します。

(津建設事務所)

はい、わかりました。

(委員長)

次回、よろしくお願い致します。その他は、いかがでしょうか。委員の皆さん、その他はよろしいでしょうか。今日のところは特に無いようですので、審議は次回ということです。

それでは、本日の分につきましては、概要説明はここまでとさせていただきます。事務局の方から、連絡ありますか。

(4) 閉会

(事務局)

ありがとうございました。次回につきましては、11月17日火曜日、「三重県合同ビル」で開催する予定でございます。委員の皆様方には、お忙しい時とは存じますけれども、ご出席賜りますよう、よろしくお願い致します。以上でございます。

(委員長)

それではこれで、本日の議事を終了致します。ありがとうございました。

(事務局)

これもちまして、平成27年度第5回三重県公共事業評価委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

< 終了 >